

「ミャンマー：EUが一般特惠関税制度を再適用」

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

EUはミャンマーへの一般特惠関税制度の適用を決定しました。これによりミャンマーの物品を無税でEUに輸出できるようになります。

6月12日、EUはミャンマーに一般特惠関税制度（GSP）を再適用することを決定しました。今後、7月に発効する予定です。

発効後は、ミャンマーからEUに輸出される物品の関税は無税となります。

ミャンマーでは海産物などの物品のEU向け輸出の準備が始まっています。今後、ミャンマーからEUへの様々な物品の輸出拡大が期待されます。

EUはミャンマー国内の強制労働問題により、1997年にミャンマーへの一般特惠関税の適用を停止していました。

また、EUは、2013年4月に武器禁輸以外のミャンマーへの制裁を解除しています。

一般特惠関税制度（GSP = Generalized System of Preferences）：先進国が途上国の発展を支援するために、特惠受益国と認められた国の産品を輸入する際に、関税率を引き下げるか無税にする制度。

本レポートに関するお問い合わせ先
国際業務部 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。